

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

伯耆町は、鳥取県西部に位置し、周辺を米子市、大山町、南部町、江府町に隣接する世帯数3,596世帯、人口11,118人、高齢化率36.3%(27年国勢調査)、面積149.45平方キロメートルの町である。町の南部は、中国地方最高峰の大山の山麓地域、大山山麓から西へ広がる丘陵地、鳥取県三大河川の一つ日野川が町を縦断し、その流域は、米子市からつながる平野地帯が広がっている。伯耆町の人口構造及び産業構造は、人口で9.9%減、高齢化率6.6%増となっている。同じく、第1次産業20.8%減、第2次産業25.4%減、第3次産業6.3%減と就業人口全体で13.4%減となっている。(27年国勢調査と17年国勢調査を比較)

また、本町内の企業は、事業所数350か所、従業者数3,031人、そのうち、100人以下の事業所が事業所数の99.1%、従業者数の83.2%を占める。産業大分類別に見ると、事業所数では、卸売・小売業が23.4%、宿泊業・飲食サービス業が17.1%、建設業が10.6%、従業者数では、医療・福祉が22.1%、卸売・小売業が19.3%、建設業が13.2%とそれぞれ上位3位で全体の50%を超える率を占めている。(平成26年経済センサス基礎調査)

このように、当町においては少子高齢化による人口減少が顕著に現れ、町内事業所における雇用確保は喫緊の課題であり、労働生産性を向上させることで、町内の全ての産業において労働力不足を補い、付加価値を高めていく必要がある。

(2) 目標

計画期間3年間で認定件数15件以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(導入基本指針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2. 先端設備等の種類

本計画において対象となる設備等は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3. 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、大山山麓地域での宿泊業、飲食サービス業などの観光分野の事業者、大山山麓から広がる丘陵地には田園地帯となっており水田や果樹園を中心とした農業分野の事業者、米子市からつながる平野地帯にはショッピングセンターなどの商業施設や各種工場があるなど農業、製造業、商業、サービス業と幅広い業種が本町の経済を支えていることから、本計画の対象区域は、伯耆町全域とする。

(2) 対象業種・事業

上記のとおり、業種及び事業等についても、様々な業種が存在していることを背景に全てを対象とする。

4. 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5. 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。